

当院は、健康保険法の規定による算定方法に基づき、関東信越厚生局へ以下の事項について届出を行っております

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術件数

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植等	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成手術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術	手術の件数
	0件

その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		0件
乳児外科施設基準対象手術【1歳未満の乳児に対する外科手術】		0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び対外循環を要する手術		0件
経皮的冠動脈形成術		
急性心筋梗塞に対するもの	0件	
不安定狭心症に対するもの	0件	
その他のもの	0件	
経皮的冠動脈粥腫切除術		
急性心筋梗塞に対するもの	0件	
不安定狭心症に対するもの	0件	
その他のもの	0件	

※ 各当該手術は令和5年1月1日から12月31日までの症例数(手術件数)を記載しております